

# 公立大学法人札幌市立大学教員の任期に関する規程

平成18年4月1日

平成18年規程第24号

改正 平成20年規程第7号

改正 平成30年規程第5号

改正 令和3年規程第12号

改正 令和4年規程第5号

改正 令和6年規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項、第2項、第7条及び労働契約法（平成19年法律第128号）第18条並びに公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則（平成18年規則第16号。以下「就業規則」という。）第12条の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学（以下「法人」という。）の教員人事の活性化を図ることを目的として、教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて任用を行う教育研究組織等は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて任用する場合は、文書により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(再任の手續)

第4条 理事長は、再任の可否を決定するに際しては、就業規則第9条第1項に規定する評定によるものとする。

2 理事長は、任期満了の日の5か月前までに教員に対し再任の可否について通知しなければならない。また、再任を希望しない教員は、当該通知の受領後、速やかにその旨を申し出なければならない。

3 再任されなかった教員は、法人の定める機関に対し異議を申し立てることができる。

(期間の定めのない労働契約への転換)

第4条の2 教員のうち、平成25年4月1日以後に締結された期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)の期間を通算した期間(以下「通算契約期間」という。)が10年を超えた者であって、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する者が、現に締結している有期労働契約期間の満了する30日前までに、無期労働契約転換申込書(別紙様式1)により、無期労働契約への転換の申し込みをした場合、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。

2 第1項の規定により無期労働契約に転換した教員の労働条件は、原則として、直前の労働契約における労働条件(期間の定めに関する事項を除く。)と同一のものとする。ただし、特に必要がある場合には、別に定めることができる。

3 第1項の申し込みがあった場合、理事長は受理した旨を無期労働契約転換申込受理通知書(別紙様式2)により、申込者に通知する。

4 第1項の申し込みを取り下げようとする者は、無期労働契約転換申込取下げ書(別紙様式3)を、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の10日前までに理事長に提出するものとする。

(規程の公表)

第5条 この規程を制定又は改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成18年規程第24号)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 就業規則第17条第1項の規定に基づき休職を命ぜられた教員並びに就業規則第46条第1項及び第47条第1項の規定に基づき育児休業及び介護休業を取得した教員の任期の取扱いについては、別に定める。

附 則（平成 20 年規程第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。ただし、この規程の施行の日に改正前の規程に基づき任期を定めて任用されている教員の再任に関する事項について「再任可。ただし、2 回を限度とする。」とされた対象職位の教員については、再任に関する事項を「再任可」とするものとする。

附 則（令和 3 年規程第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。ただし、この規程の施行の日に改正前の規程に基づき任期を定めて任用されている教員の再任に関する事項について「再任可。ただし、1 回を限度とする。」とされた対象職位の教員については、再任に関する事項を「再任可」とするものとする。

附 則（令和 4 年規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

対象教育研究組織 の名称	対象職位	任期	再任に関する事項
デザイン学部 デザイン学科	教授	5年	再任可
	准教授	5年	再任可
	講師	5年	再任可
	助教及び 助手	5年。ただし、助教 及び助手の期間を 通算するものとする。	再任可
看護学部 看護学科	教授	5年	再任可
	准教授	5年	再任可
	講師	5年	再任可
	助教及び 助手	5年。ただし、助教 及び助手の期間を 通算するものとする。	再任可
公立大学法人札幌 市立大学附属研究 所規則に定める附 属研究所に置かれ る専任の教員	教授	5年	再任可
	准教授	5年	再任可
	講師	5年	再任可
	助教及び 助手	5年。ただし、助教 及び助手の期間を 通算するものとする。	再任可

別紙 様式1 (第4条の2第1項関係)

## 無期労働契約転換申込書

公立大学法人札幌市立大学 理事長 様

年 月 日

所 属

氏 名

自署又は印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が10年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

無期労働契約転換申込受理通知書

所属

氏名

様

年 月 日

公立大学法人札幌市立大学

理事長

あなたから 年 月 日に申請された無期労働契約転換申込書について、受理しましたので、通知します。勤務条件については、別途通知します。

別紙 様式3 (第4条の2第4項関係)

無期労働契約転換申込取下げ書

公立大学法人札幌市立大学 理事長 様

年 月 日

所 属

氏 名 自署又は印

私は、 年 月 日付けで申出した期間の定めのない労働契約への転換の  
申し込みを取下げます。